

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7 - 3 - 7	1 - 0 0 3 2 2 6 5 - 0 0 4 0 3 7

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可, 「2 -」は茨城県知事許可, 「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和元年 9 月 19 日 ~ 令和元年 12 月 18 日 (3 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

東亜道路工業(株)が, 他社と共同して, 舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引き上げ額又は当該価格を維持すること等を決定していたことが, 独占禁止法第 3 条に違反する行為であるとして, 令和元年 6 月 20 日, 公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

東亜道路工業(株)が独占禁止法違反行為を起こしたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

なお, 同社は課徴金減免制度の適用を受けていることから, 同要領第 4 条第 3 項を適用して, 指名停止期間を 2 分の 1 としている。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し, 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し, 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)